

平成24年(ワ)第872号, 1075号 損害賠償請求事件

原告 第872号事件 岡崎クニ子 外141名

第1075号事件 岩城信義 外99名

被告 いずれも北九州市, 宮城県

準備書面(1)

平成24年11月28日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告北九州市訴訟代理人弁護士 中野昌治

同 弁護士 清成真



第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

答弁書において認否済み。

2 「第2 被告らの数々の違法行為」について

(1) 1ないし7について

概ね被告宮城県の答弁書における認否と同じ。

念のため、以下のとおり付言する。

ア 2の「(2)市長の義務」中の(3)①の「5月23日から2日間」(6ページ18行目)は、正しくは「5月23日から3日間」である。

イ 2の(7)①の「食べても大丈夫」との点については、被告北九州市が受け入れる災害廃棄物の放射能濃度が、一般食品の基準である100ベクレル/キログラムを下回るものであるという意味において認める(乙イ1の2ページ下から5行目)。

ウ 7の(5)③において、北九州市長が国庫金の支払を受けるかのように記載されているが、正確には国庫金の支払を受けるのは被災市町村である。

(2) 「8 原告等市民に対する情報提供内容の偏頗性・無効性<その8>」について

ア 同(1)について

同①は認める。

同②のうち、「推し進めようとしている」との点は否認する。答弁書第4の2のとおり、災害廃棄物の受入れは、国、宮城県及び石巻市の要請に応えるものであり、推し進めようとしているわけではない。その余は概ね認める。

③（1つ目、2つ目とも）及び④は否認ないし争う。

イ 同(2)について

同①の i 及び ii は概ね認める。

同①の iii については、北九州市長は、説明会の結果を参考にする旨述べているが、その結果だけで判断するとは言っていない。

同②は概ね認める。

同③の i は、説明会の会場が増えたことは認め、その余は争う。

同③の ii は否認する。

同④は争う。

同⑤は、北九州市長が平成24年6月20日に、北九州市議会本会議において、災害廃棄物の受入れを表明したことは認め、その余は争う。

同⑥は否認ないし争う。

(3) 「9 北橋市長による表現の自由の侵害<その9>」について

ア 同(1)について

認める。

イ 同(2)から(4)までについて

否認ないし争う。

3 「第3 広域処理の必要性の不存在<その10>」について

被告宮城県の答弁書における認否と同じ。

4 「第4 原告らの損害」について

1の(2)に記載されている原告らの訴えがあったことは認め、その余は否認ないし争う。

5 「第5 結論」について

争う。

第3 被告北九州市の主張

1 訴状の第2の8について

原告らは、タウンミーティングや説明会において、被告北九州市による災害廃棄物の受け入れに反対する意見があったにもかかわらず、北九州市長が災害廃棄物の受け入れを決定したことが違法であると主張している。

しかしながら、当然のことではあるが、北九州市長としては、タウンミーティングや説明会における意見も踏まえつつ、それだけにとどまらず、様々な関係者からの意見、情報等を総合考慮して、政治的決定をするのである。したがって、北九州市長が、かかる総合考慮に基づいて、タウンミーティングや説明会における意見と異なる判断をしたとしても、そのことが違法ということにならないことは明らかである。

また、そもそも、タウンミーティングや説明会に参加した北九州市民は、北九州市の人口98万6511人（平成24年5月末現在）と比較して、そのごく一部に過ぎず、そこで表明された意見が北九州市民全体の意見を反映するものでないことは明らかである。

したがって、北九州市長の災害廃棄物の受入れ決定には、全く違法性が認められず、原告らの主張に理由がないことは明らかである。